社会福祉法人物集女福祉会高齢者事業に関する

身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等適正化に関する基本的考え方

高齢者福祉事業において身体拘束は入居者及び利用者（以下本人とします）の生活の　自由を制限するものであり、本人の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、本人の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実現に努めます。

1. 身体拘束禁止規定（介護保険指定基準より）

サービスの提供にあたっては、当該本人または他者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他本人の行動を制限する行為を行ってはなりません。

1. 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則ですが、例外的に以下の３つの要件全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

* 1. 切迫性：本人又は他者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
	2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
	3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

　　（３）やむを得ず身体拘束を行う場合

　　　　　本人又は他者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の３要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

　　　　　また、身体拘束を行った場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

* 1. 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

* + 1. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
		2. 言葉や応対などで、本人の精神的な自由を妨げないよう努めます。
		3. 本人の思いをくみとり、本人の意向に添ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。

１

* + 1. 本人の安全を確保する観点から、本人の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
		2. 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら本人に主体的な生活をしていただけるように務めます。
1. 身体拘束等適正化に向けた体制

身体拘束適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束が必要な状況になった場合に加え、３か月に１回以上の定期委員会を開催します。

* + 1. 設置目的

・法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

・身体拘束を実施した場合の解除の検討

・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

・身体拘束に繋がる恐れのあるケアを含め、日常的なケアの見直し

* + 1. 身体拘束適正化委員会の構成員

・施設長

・高齢事業部長

・介護保険事業課長

・介護支援専門員、看護職員、生活相談員

・その他必要と思われる職にある者

　　※委員会の責任者は施設長とし、参加可能な委員で構成する。

1. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

* + 1. カンファレンスの開催

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による本人の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の３要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。

カンファレンスで確認した内容を身体拘束適正化委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検

討協議し、合意した上で本人、家族に対する同意書を作成します。

２

* + 1. 本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

* + 1. 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は５年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにします。

* + 1. 拘束の解除

③の記録と身体拘束適正化委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人、家族に報告します。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

〇徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひもで縛る

〇転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

〇自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む

〇点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

〇点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらない

　ように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

〇車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしまいように、Ｙ字型抑制帯

　や腰ベルト、車椅子テーブルをつける

〇立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する

〇脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる

〇他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る

〇行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

〇自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

３

４．身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

全ての職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

　 　①新人採用時には、事故発生防止、虐待防止と併せて身体拘束等の適正化に関する研修を随時実施します。

　 　②年間研修計画に基づき、年2回の身体拘束等の適正化に関する教育を行います。

５．本人等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

　　当法人の身体拘束等適正化のための指針はホームページ等で公表し、本人、家族がいつ

でも自由に閲覧できるようにします。

附　則

　令和2年3月１６日より施行する。

４